



住まいの復興給付金の申請における 申請書類についてのお知らせとお願い

1

提出いただく書類の一部には、発行期間が終了し、申請時に用意できなくなる書類があります。

被災住宅の不動産登記を提出できない場合に必要となる「平成23年度の固定資産税確認書類」や被災時点で居住していたことを証明する「住民票の除票の写し」など、自治体が発行する一部の提出書類には発行に期限があります。

今後、本制度に申請を予定されている方は発行が終了する前に入手いただき、申請時に提出できるよう事前に準備いただきますようお願いいたします。

※今後、申請を予定されている方で、申請時に必要な書類等について確認したい場合は、下記ホームページやコールセンターにてご確認ください。

※申請書類が用意できない場合には、申請の受付ができなくなる場合があります。

2

「住まいの復興給付金」の申請書類には個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。

「住まいの復興給付金」に申請する全ての方にご提出いただく『住民票の写し』は、『個人番号（マイナンバー）』が記載されていないものをご用意ください。

※『個人番号（マイナンバー）』の記載がある『住民票の写し』を送付された場合には、事務局にてマイナンバーの塗りつぶし等の処理を行ったうえで、申請受付・審査・保管を行います。予めご了承ください。

申請に関することはなんでもお応えしますので、お気軽にご相談ください。

住まいの復興給付金事務局コールセンター
フリーダイヤル **0120-250-460**（無料）

PHSや一部のIP電話などフリーダイヤルが繋がらない場合 **022-745-0420**（有料）

受付時間／9:00～17:00（土・日・祝日含む）

ホームページでは、制度内容の確認や給付金額のシミュレーションも行えます。

<http://fukko-kyufu.jp>

住まいの復興給付金

検索

